

通信技術検定の運用

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 本検定は、通信技術検定と称し、教科「水産」研究委員会（情報通信部会）の内に置く。（以下「検定」または「部会」という。）
- 2 本検定の事務局は、部会長所在校に置く。

(目 的)

- 第2条 水産情報通信技術者として必要な基礎的通信技術に関する知識と技術が習得されているのかを検定し、もって生徒の目的意識の醸成を図るとともに、将来の豊かな職業生活に資することを目的とする。

(事 業)

- 第3条 本検定は、前条の目的を達成するため、通信技術検定を実施し、適切かつ効果的な運営を図る。

第2章 役 員

(役 員)

- 第4条 本部会に次の役員を置く。

1	部 会 長	1名
2	副 部 会 長	1名
3	研 究 委 員	5名
4	顧 問	若干名

(役員を選出)

- 第5条 部会長及び副部会長は全国水産高等学校長協会より選出し、総会において承認する。
- 2 研究委員は部会長が推薦し、全国水産高等学校長協会理事長が委嘱する。
- 3 顧問が必要な場合は部会長が推薦し、全国水産高等学校長協会理事長が委嘱する。
- 4 役員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。
- 5 役員に欠員が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

- 第6条 部会長は、情報通信部会を総括し、検定の結果を全国水産高等学校長協会理事長並びに関係機関に報告する。
- 2 研究委員は、問題の作成、合格基準の決定、実施期日の決定等、本検定全体の運営に当たる。
- 3 学校検定委員は、各当該校に校内運営委員会を設置し、検定の実施に当たる。

第3章 会 議

(会議の招集)

第7条 研究委員会は、部会長が招集し、会議の議長は部会長が当たる。

(会議の執行)

第8条 本検定会則の改正、検定料の決定、その他必要事項は情報通信部会において審議し、全国水産高等学校長協会理事会の承認を得て執行する。

第4章 会 計

(運営経費)

第9条 本検定の経費は、当該受験生徒の検定料等をもってあてる。

検定料は次のとおりとする。

通信技術検定 1,000円

(会計年度)

第10条 本検定の会計年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年の3月31日までとする。

(監 査)

第11条 本検定は会計年度終了後全国水産高等学校長協会の監査を受ける。

第5章 組 織

(組 織)

第12条 本検定の組織は、教科「水産」研究委員会（情報通信部会）組織図の内に定める。

(付 則)

- 1 この会則の運営に関する細則は、別に定める。
- 2 この会則は平成22年4月19日より実施する。
- 3 平成29年 5月22日 一部改正
- 4 平成30年 5月21日 一部改正
- 5 令和 4年 4月 1日 一部改正